

お知らせ

次のとおり要件付一般競争入札を執行します。

令和 8 年 10 月 09 日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に付する事項

契約番号	0000000566
工事名	秋田市立秋田東中学校非常用階段改修工事
工事場所	システム画面「工事または履行・納入場所」に表示のとおり
工事概要	設計図書（金抜き設計書） 1 ページのとおり
工事期限	令和 9 年 03 月 12 日（金） ※システム画面には時刻まで表示されているがシステム入力 of 都合上のものである
予定価格	34,630,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
入札参加要件	建築一式工事 A 級
上記工事に係る基本的な入札参加要件	(1) 前項の入札参加要件「建築一式工事 A 級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市の建設業者等級格付名簿において、入札参加申込書の提出期限日に建築一式工事の A 級に等級格付けされている者をいう。 (2) 資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に配置できること。
入札に参加する者に必要な資格	(1) 本市に建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。 (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。 (3) 発注工事の工種について建設業法に基づく許可を受けている者。 (4) 建設業法による営業停止期間中でないこと。 (5) 入札参加申込書の提出期限日から落札決定日までの間において、本市の指名停止、入札参加資格停止又は指名差し控えの措置を受けていないこと。 (6) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。 (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。 (8) その他工事ごとに定める要件を満たすこと。

入札参加申込書の提出	(1) 提出期間 システム画面「参加申込期間」に表示のとおり (2) 提出方法 電子入札システムによる (3) 添付書類 入札参加申込書(Word)を作成して添付すること。なお、入札参加申込書は当該お知らせ文書に添付している様式を使用すること。
参加資格の審査結果	システム画面「資格通知予定日」の日時からシステム画面「入札書提出期間」の開始日時までの間に、入札参加希望者に対し電子入札システムで参加資格確認結果通知書を送付する。
入札書の提出	(1) 提出期間 システム画面「入札書提出期間」に表示のとおり (2) 提出方法 電子入札システムによる (3) 添付書類 工事費内訳書(Excel) および見積内訳明細書を作成して添付すること。なお、工事費内訳書は当該お知らせ文に添付している様式を使用すること。見積内訳明細書については任意様式とするがExcel(拡張子.xlsx 又は.xlsm に限る) 又は PDF で添付すること。 (4) 注意事項 工事費内訳書(Excel)の作成の際に、「各種負担金」を一般管理費へ算入すること。
開札日時	令和8年10月28日(水) 午前09:30
入札保証金	免除
契約予定日	令和8年11月02日(月)
入札方法	(1) 電子入札により執行する。 (2) 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。 (3) 本件は、最低制限価格制度を採用している。最低制限価格は、千円未満を切り捨てたものとする。 (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (5) 入札執行回数は、1回を限度とする。
契約条項を示す場所	秋田市役所本庁舎4階契約課
入札の無効	次のいずれかに該当した入札は無効とする。 (1) 公表した予定価格を超える金額の入札 (2) 秋田市要件付一般競争入札実施要綱第3条、入札心得、指導事項

	および当該お知らせで定めた事項に反した者の入札 (3) 入札書提出後、開札日において、秋田市建設工事入札参加者資格審査要綱第5条第4項に規定する登録有効期間を経過し、登録業者でなくなった者の入札
注意事項	入札参加申込書の提出後に審査結果通知を送信するが、入札参加要件、基本的な入札参加要件、設計図書および仕様書等における技術者保有条件等の設定要件が満たされないときには、入札参加資格者および落札者として認められない場合がある。
提出書類	当該お知らせ文書に別途添付
設計図書の閲覧	当該お知らせ文書に別途添付
問合せ先	秋田市役所総務部契約課工事契約担当 秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎4階 電話 018-888-5438（直通）

- 2 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。なお、通知に当たっては以下に掲載する様式（建設業法第20条の2第2項に基づく通知書）を使用すること。

<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/kouzi-nyusatsu-keiyaku/1041950/1041953.html>

- 3 中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の対象となる場合は、契約締結後に監督員と協議すること。

<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/oshirase/1052820.html>

- 4 その他定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、秋田市公契約基本条例、秋田市財務規則および秋田市要件付一般競争入札実施要綱の定めるところによる。